

岡山大学研究教授及び研究准教授称号の付与の基準等に係る運用要項

平成30年9月27日
学 長 裁 定

改正 平成31年 1月 8日

改正 令和 2年 4月 1日

改正 令和 3年 6月17日

(目的)

第1条 この要項は、岡山大学研究教授及び研究准教授称号の付与に関する規則（平成30年岡大規則第26号）（以下「規則」という。）第11条に基づき必要な事項を定める。

(資格要件の運用基準)

第2条 規則第2条第1項第1号及び第2項第1号の「国際的に認められている論文を執筆していること」とは次の要件のすべてに該当する場合とする。ただし、研究担当理事が定める大学として特に重要とする競争的外部資金を獲得している研究者については、2項目以上に該当することを条件とする。

一 ピアレビューのある雑誌に、直近5年で年間平均1報以上の論文をファーストオーサー、ラストオーサー等の中心的執筆者として発表していること。

二 引用度の高い論文を発表していること（トップ10%以上）。

三 国際的にも評価されていること（Q1ジャーナルに、過去5年間に1報以上の論文が掲載されていること）。

（注）Q1ジャーナル：分野別にインパクトファクターを並べ、トップ25%以内のジャーナル（Documents in Q1 Journal）をいう。

2 規則第2条第1項第2号の「大型研究において研究代表者として認められている者」とは次のいずれかに該当する者とする。

一 研究代表者である外部資金が1件1千万円以上（年間）のものを含み合計で2千万円以上（年間）であること。

二 海外の政府又はそれに準じる機関が所管する研究制度により支援を受けた国際共同研究における研究代表者（日本側研究グループの研究代表者を含む。）であること。

三 1千万円以上（年間）の外部資金による国際共同研究の研究代表者であること。

3 規則第2条第1項第2号の「それに準じる者であって大型研究の研究代表者となろうとしている者」とは次のいずれにも該当する者として、研究担当理事、所属部局長及び必要に応じて研究担当理事が依頼する者による審査により認められた者とする。

一 前項各号のいずれかに準じていること

二 原則として1件2千万円以上（年間平均）の外部資金を研究代表者として申請しようとしている者であること。ただし、国際共同研究についての外部資金申請時の取扱いについては、上述の審査の中で判断する。

4 規則第2条第2項第1号の「研究代表者として活躍している者」とは次のいずれかに該

当する者とする。

一 研究代表者である外部資金が800万円以上（年間）であること。

二 海外の政府又はそれに準じる機関が所管する研究制度により支援を受けた国際共同研究における研究代表者（日本側研究グループの研究代表者を含む。）であること。

5 規則第2条第2項第2号の「顕著な受賞歴がある者」とは、研究担当理事、所属部局長及び必要に応じて研究担当理事が依頼する者による審査により認められた者とする。

6 第2項及び第4項に規定する「年間」とは、研究教授又は研究准教授の申請年度又は申請の前年度とする。ただし、称号の付与期間の更新にかかる審査においては、その時点での称号付与期間のいずれかの年度とする。

（研究教授及び研究准教授の申請の時期）

第3条 規則第3条に係る申請については適宜行うことができるものとする。

（間接経費についての特例）

第4条 規則第7条に基づき、国立大学法人岡山大学における外部資金に係る間接経費取扱要項（平成21年1月8日学長裁定。以下「間接経費取扱要項」という。）第3条の規定については、次のとおり運用する。

一 研究教授及び研究准教授がその称号を利用できる期間において研究代表者として新規に獲得した間接経費取扱要項第3条の適用となる外部資金（間接経費の割合が30%のものに限る。）に関し、初年度分については「全学分」を55%とし、「部局分」を45%とする。「部局分」としている45%のうち、5ポイントに相当する金額は当該研究教授及び研究准教授に配分する。

二 研究教授及び研究准教授がその称号を利用できる期間において前号の適用を受けた外部資金が継続している場合には、次年度以降の「全学分」を58%とし、「部局分」を42%とする。「部局分」としている42%の2ポイントに相当する金額は当該研究教授及び研究准教授に配分する。

（称号の取り消し）

第5条 規則第6条に規定する「その榮譽をけがすと認められる行為」とは、国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号。）第67条各号に規定する行為及び岡山大学研究ポリシーに著しく反する行為をいう。

附 則

この要項は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年1月8日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年6月17日から施行する。